

2. 他の助成金からの移管・コースの統廃合

(令和3年4月1日以降の実施が対象となります。)

(1) 障害者雇用安定助成金「正規・無期転換」措置

→キャリアアップ助成金の「障害者正社員化コース」に移管(他の措置は廃止)
(支給額合計 45万円～120万円 は変更なし)

(2) 「健康診断制度コース」(有期パートにも定期健康診断を受けさせる制度を設ける)

→「諸手当制度等共通化コース」に統合
(支給額 38万円(1事業所1回のみ)は変更なし)

(3) 「諸手当制度共通化コース」(有期・パートの諸手当を正規と共通にする)の対象手当の変更

(支給額 38万円(1事業所1回のみ)は変更なし)

役職手当や精皆勤手当、食事手当等→対象外
退職金と健康診断制度→新たに対象

II. 雇用調整助成金(コロナ特例)の変更について

1. 現行の特例措置→4月30日(を含む給与締切日)まで継続

2. 5月1日～6月30日は、特例措置を段階的に縮小

(1) 原則の **日額上限: 15,000円→13,500円**、**助成率: 最大 10割→9割**(中小企業)に

(2) 感染拡大地域の飲食店(時短営業協力店)等については

日額上限 15,000円 助成率: 最大 10割を維持

3. 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則・特例ともにさらに縮小

4. 雇用維持要件の緩和

令和3年1月8日～4月30日の休業・時短等

→令和3年1月8日～の解雇の有無で、適用する助成率を判断

※令和2年1月24日～令和3年1月7日に解雇があった場合でも、

令和3年1月8日以降の休業については、助成率が10割に戻ります。

特に雇用調整助成金のコロナ特例については、今後の感染拡大状況、雇用情勢により変更が予想されますので、今後発表される最新情報に留意して申請等の計画をお願いします。



その他、令和3年度労災保険料率・雇用保険料率につき、前年度からの変更はありません。

(雇用保険料率: 例) 一般の事業 本人 0.3% 事業主 0.6%

建設の事業 本人 0.4% 事業主 0.8%

(労災保険料率: 例) 事務所等 0.3% 建設 1.5% 運送 1.3%

各都道府県別の協会けんぽの保険料率も3月分より変更となっております。

都道府県別の料率表を添付いたしますので、ご参照ください。